

奈良県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和六年十二月二十四日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
山口 大輔	香芝整骨院 香芝市上中三一七	(所在地) 香芝市上中一七七 一〇二一	(所在地) 香芝市上中三一七	令和六年十二月一日